

平成25年度

北海道開発局内部統制及びコンプライアンス
推進計画に関する取組について（報告書）

平成26年3月 北海道開発局

目 次

はじめに	1
開発局における取組の現況等	
I 内部統制の推進等	3
1 開発局内部における推進体制	
2 開発局内部監査機関による統制	
3 国土交通本省による統制	
4 外部による統制等	
5 受注企業等への協力要請等	
II 組織風土づくり	6
1 職員の役割	
2 研修・学習の場の充実	
3 開かれた行政運営の推進	
III リスクマネジメント	13
1 リスク点検の実施	
2 自主点検に向けた環境の整備	
3 予測困難な事象が発生した際の対処方策	
IV 業務運営の見直し等	14
1 入札契約プロセスの見直し	
2 会計事務の見直し	
3 情報セキュリティ対策等	
4 職員管理業務	
V 監察機能	17
1 内部監査の実施	
2 外部通報・内部通報等	
これまでの取組の評価	19

はじめに

北海道開発局では、平成20年に農業土木工事や河川改修工事に係る一連の入札談合事案が判明し、不祥事の根絶と北海道開発局の組織運営の適正化に向け、平成21年2月「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」を策定し、以降、毎年、計画を改訂又は策定し、国民の信頼回復に組織をあげて取り組んできた。

一方、「高知県内における入札談合事案」について、平成24年10月に公正取引委員会から国土交通省に対して改善措置要求がなされたことを受け、国土交通本省において「当面の再発防止対策について」（平成24年10月）、平成25年3月には「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策が取りまとめられたことから、北海道開発局においてもその着実な実施に取り組んできた。

これまで、内部統制の仕組みを構築し、各取組を通達等の形で規定化することで、業務への定着を図るとともに、チェック機能の強化、再発を不可能にする仕組み等について、P（Plan）D（Do）C（Check）A（Action）サイクルを継続することによりスパイラルアップを図ってきた。

また、研修等による法令・コンプライアンス知識の付与、風通しの良い職場環境の整備等を通じて、コンプライアンスの取組は組織風土に概ね定着し、法令遵守に対する職員の意識は大きく向上している。

また、25年度には、国民・道民の信頼に応え、国及び北海道の発展に寄与する組織として全職員が責任と誇りを持ち、各施策や事業の実施に取り組み、法令遵守はもちろん、法令の背景にある社会の要請に応える積極的な活動を組織全体で引き続き推進してきた。

本書は、北海道開発局が内部統制及びコンプライアンス推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき実施した取組を中心に報告書として総括したものである。

北海道開発局におけるコンプライアンス強化（推進）の取組

平成20年に判明した一連の入札談合事案を受け、不祥事の根絶と北海道開発局の組織運営の適正化に向け、平成21年2月「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」を策定した。以降、毎年、強化（推進）計画を策定・改訂し、必要な見直し・取組の拡充を行い、組織をあげて実施してきた。

入札談合（農業・河川）事案

北海道開発局入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会報告書（21.4.8）

- コンプライアンス強化計画を策定
- 再発防止策の実施を徹底管理
- 監察機能の拡充・強化
- 内部・外部からの通報窓口
- 入札契約プロセスの改善（工事）
- 職員（特に幹部職員）の意識改革
- 人事配置、再就職のあり方見直し
- 来訪者管理の徹底
- 執務室のあり方見直し
- 健全な業界育成等
- 開発局・業界を通じたコンプライアンス強化

車両管理業務談合事案

車両管理業務談合事案に関する調査報告書（22.2.18）

- 入札契約プロセスの改善（役務）
- 労務管理関係業務の見直し
- リスクマネジメントの構築
- 関係企業等との適正な関係構築
- 再就職の見直し

無許可専従等事案

北海道開発局における無許可専従等及び労使関係に関する報告書（22.3.23）

- 組織統制の強化（重層的な統制）
- 無許可専従等の根絶（激変緩和措置の破棄、厳格な勤務時間管理の徹底等）
- 労使関係の適正化（事前協議の廃止と適法交渉の徹底、組織管理能力の強化等）
- 業務執行プロセスの統制強化

その他

H19・H20発覚-開発建設部における競売入札妨害事案

- * 未公表情報の漏洩

H22発覚-占用料着服事案

- 複数職員による現金の取り扱いを徹底
- 領収書等に関する点検実施

H23発覚-国有財産事務不正処理事案

- 処理会議の設置
- 審査機能の強化
- 公印管理の徹底

入札談合（高知県内）事案

高知県内における入札談合事案に関する調査報告書（25.3.23）

- コンプライアンス推進の強化
- 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底
- ペナルティの強化
- 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証
- 再就職の自粛要請
- 再発防止対策の周知等

コンプライアンス強化計画策定(21.2.27)

- 人事配置及び業務運営の見直し
- 入札契約のプロセスの見直し
- 職員に対するコンプライアンスへの取組の強化
- 監察機能の拡充・強化
- 計画のフォローアップ

コンプライアンス強化計画改訂(22.3.30)

- 全職員の役割の明確化と意識改革
- 業務運営の見直し
- 業務推進体制の再構築
- 情報伝達及び情報管理の仕組みの再構築
- 受注企業の役員等との適切な関係の確保
- 監察機能の拡充・強化
- 計画のフォローアップ

H23コンプライアンス強化計画(23.4.28)

- リスクマネジメント
- 業務運営の見直し等（入札契約のプロセスの見直し、職員管理業務等の見直し、会計事務の見直し、用地事務の見直し、情報セキュリティ対策等、国民本位の開かれた行政運営に向けた取組、公務外非行等の防止に向けた取組、職員研修等の充実）
- コンプライアンス強化に向けた組織風土づくり
- 監察機能
- 計画のフォローアップ

H24コンプライアンス強化計画(24.4.25)

- 組織風土づくり（職員の役割、研修・学習の場の充実等）
- リスクマネジメント
- 業務運営の見直し等（入札契約のプロセスの見直し、会計事務の見直し、情報セキュリティ対策等、職員管理業務等の見直し）
- 国民本位の開かれた行政運営の推進
- 監察機能
- 計画のフォローアップ

H25コンプライアンス推進計画(25.4.1)

- 組織風土づくり（職員の役割、研修・学習の場の充実等、開かれた行政運営の推進）
- リスクマネジメント
- 業務運営の見直し等（入札契約のプロセスの見直し、会計事務の見直し、情報セキュリティ対策等、職員管理業務等の見直し）
- 監察機能
- 計画のフォローアップ

開発局における取組の現況等

I 内部統制の推進等

1 開発局内部における推進体制

北海道開発局コンプライアンス推進本部（以下「本局推進本部」という。）は、25年度も引き続き本局各部及び各開発建設部に対して推進計画に基づく対策を継続して実施するよう指導監督を行った。

北海道開発局内部統制・コンプライアンス推進室（以下「推進室」という。）は、本局推進本部の活動を補佐し、推進計画を効果的・効率的に実施するため「推進プログラム」による進行管理等、本局推進本部の円滑な実施に寄与した。

開発建設部コンプライアンス推進本部（以下「開建推進本部」という。）は、毎月報告及び四半期末毎に取組の実施状況を総括して、本局推進本部に報告した。

また、本局推進本部に開建推進本部長を適宜参画させ、開発建設部の取組状況を報告させるとともに、本局推進本部員との意見交換を実施した。

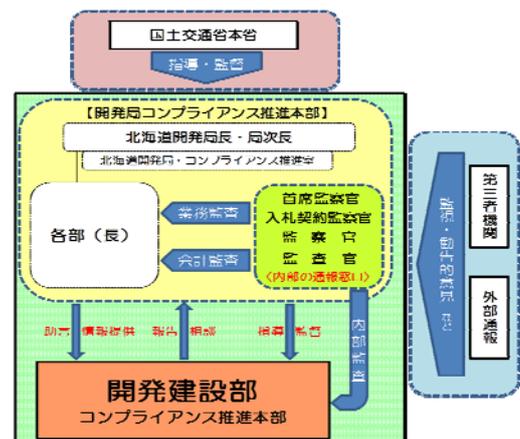
本局推進本部は、本局及び開発建設部の各種取組を併せて、毎月、国土交通本省に報告するとともに、本局推進本部の議事内容等について、本局各課等及び開発建設部にフィードバックした。

2 開発局内部監査機関による統制

開発局の監察機能は、局長直属の機関として、業務監査・会計監査を実施している。

25年度は、コンプライアンスに関する取組状況（法令遵守から社会的使命の達成への職員の意識の向上、管理職員の指導力・マネジメント力の向上、用地取得事務の不正防止対策）、情報管理の取組状況及び災害発生時の対応に関する取組状況について監査を実施した。

開発局のコンプライアンスの推進体制



3 国土交通本省による統制

開発局が推進計画に基づく取組を実施するに当たっては、国土交通本省に報告し、指導・監督を受けている。

また、本局推進本部は、本局及び開発建設部の各種取組を併せて、毎月国土交通本省に報告するとともに、これらの一年間の取組結果を取りまとめ、報告書として公表している。

4 外部による統制等

22年度に外部からの意見等を業務運営に反映させるために設置した「北海道開発局コンプライアンス第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）については、25年度は3回開催した。

第三者委員会等で頂いたご意見は、その後の取組に様々な形で反映しており、コンプライアンス推進の取組全体に対して重要な位置付けとなっている。

＜開催状況＞

平成25年 9月 第5回第三者委員会（発注者綱紀保持マニュアルの改正）

12月 第6回第三者委員会（これまでの取組状況及び今後の進め方）

平成26年 3月 第7回第三者委員会（「平成25年度北海道開発局内部統制及びコンプライアンス推進計画に関する取組について（報告書）（案）」及び「平成26年度北海道開発局コンプライアンス推進計画（案）」）



【本局推進本部】



【第三者委員会】

また、外部からの「談合情報」及び「職員の非違行為に関する端緒情報」を受け付けるため、21年度から本局及び各開発建設部に談合情報等通報窓口を設置し、外部統制機能の一環として情報提供への協力を求めている。

5 受注企業等への協力要請等

25年度においても、4月から6月にかけて、本局及び開発建設部の幹部職員が関係業界団体等に直接出向いて推進計画やコンプライアンスに関する取組、「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策について説明を行い、理解と協力を求めた（60回）。

事業者等が本局幹部職員等を訪問する際のアポイントメントの徹底については、事業者側の理解と協力を得ながら実施しており、オープンな場所での応接の実施についても徹底している。

また、「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策の一環として、開発建設部幹部（部長を除く）の個室について、26年度末までに仕切り壁を撤去するなどの方法により相部屋化し、職場環境の改善を図ることとした。

これまでの取組の結果、応接ルールは定着し、各職場において、アポイントメントの徹底、オープンな場所での応接、入室制限の実施等の取組が着実に行われている。

また、国家公務員倫理週間においては、事業者等向けの取組として、パンフレット等を関係団体(51箇所)に送付、契約担当部署への来訪者に配布するとともに、ホームページに「国家公務員倫理週間」のお知らせを掲載した。

さらに、職員向けの取組として、国土交通事務次官、開発局長及び開発建設部長から職員に対するメッセージのメール送信、パンフレット等のイントラネット掲載、ポスターの掲示、DVD の視聴を実施した。

北海道開発局のコンプライアンス推進にご理解・ご協力をお願いします

北海道開発局では、平成25年3月に「平成25年度北海道開発局内部統制及びコンプライアンス推進計画」を策定しました。
引き続き、次の取組を継続しますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

◆**アポイントメントのお願い**
挨拶のみの場合は不要です。打合せ等の場合はアポイントメントをとっていただいた上で対応させていただいています。

◆**入室制限のお願い**
入札契約に係る機密情報の管理徹底のため、執務室への入室を一部制限させていただく場合があります。

◆**オープンスペースでの対応**
執務室内のオープンスペースで対応させていただいています。

北海道開発局は、発注者綱紀保持及び国家公務員倫理法の遵守に取り組んでおります。お気づきの点があれば、以下の窓口にご連絡ください。

◇ 開発局へのご意見・ご要望 → info1@hkd.mlit.go.jp
■ 電話 0570-037058(平日午前9時～17時:ただし、12時～13時を除く)

◇ 工事発注等に関する誤合情報 → <http://www.hkd.mlit.go.jp/kansatsukan/dangou/dangou.html>
■ 電話 011-709-3004 ■ FAX 011-727-8650

◇ 職員の非遵行為に関する通報 → <http://www.hkd.mlit.go.jp/kansatsukan/dangou/hit.html>
■ 電話 011-709-2329 ■ FAX 011-727-8650
709-2455

北海道開発局ホームページ:コンプライアンス関係
{<http://www.hkd.mlit.go.jp/kenribu/soumu/compliance/index.html>}

【協力依頼のためのポスター】

II 組織風土づくり

1 職員の役割

(1) 幹部職員の役割

21年度以降、年度当初に局長及び開発建設部長がコンプライアンス宣言を行い、内外に対して組織としての法令遵守等の姿勢を明らかにするとともに、職員の先頭に立って推進計画を実施し、コンプライアンスの実践に当たってきた。

また、推進計画を職員に広く周知し、より一層浸透させるため、局長を始め本局の幹部職員が各開発建設部に赴き、課所長等に対して説明を行うとともに、意見交換を実施した(参加者546人)。

さらに、職員を本局に招集する各種会議において、幹部職員から推進計画等について説明を実施した(14回/延べ503人)。

本局及び開発建設部の幹部職員は、現場訪問を実施し、職員との直接的なコミュニケーションを通じ、業務運営やコンプライアンスに関する情報等の提供、法令遵守から社会的使命の達成へと意識向上を図るための講話及び意見交換を行った(26年2月末現在 延べ1,811人)。

これらの取組は、現場の職員に直接メッセージを伝え、双方向のコミュニケーションを図る場として重要であるが、職員アンケートにおいて、現場訪問が「有効である」との回答は約68%に留まっていることから、今後更なる工夫を施した上で実施していく必要がある。



【幹部職員の現場訪問】

(2) 課長等管理者の役割

①職場内ミーティングの実施

各課長等管理者は、コンプライアンスに係る取組等の情報提供、業務の進行管理を行うとともに、職場の声を業務に反映させるなど、双方向コミュニケーションの強化や風通しの良い職場環境づくりのため、各職場単位でミーティングを実施した。

なお、職員から寄せられた意見・提案等については、本局担当部長等に報告の上、必要な事項について処理方を決定し対応している。

また、職場内ミーティングは、職員アンケート結果において、コンプライアンスを維持させるために有効な方策として最も高い回答となっており、約88%の職員が有効であると回答していることから、双方向コミュニケーションの強化や風通しの良い職場環境づくり、職員の意見・提案を受け、業務運営に反映させる重要な方策として、引き続き創意工夫に努めていく必要がある。

職場内ミーティング実施状況 (25年度は2月末現在)	
年度	実施回数
21年度	2,293回
22年度	3,642回
23年度	4,600回
24年度	5,778回
25年度	6,939回

②自主的・自発的取組の実施

25年度においても、引き続き各課等における自主的・自発的な取組を重視し、日常業務を通じた意識の向上・専門的知識の付与に関する取組（研修・学習会、OJT等）や現状に即した業務の見直しを中心に、様々な取組を積極的に実施した（26年2月末現在 2,756件）。

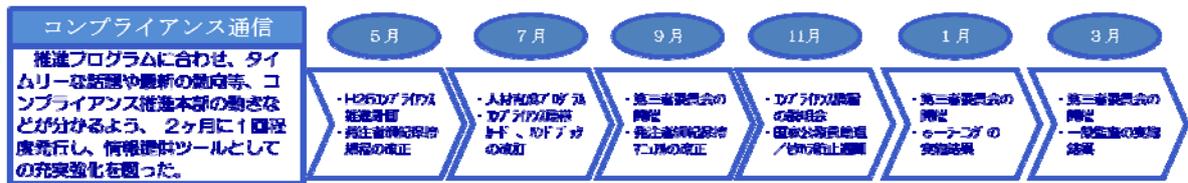
（自主的・自発的取組の事例）

- ・ 当局における用地業務に資することを目的に、東北地整への出向者（用地関係復興支援担当官）から復興（支援）事業に係る状況の報告を受けるとともに、意見交換を行う業務状況報告会を実施（本局）
- ・ 法令遵守のみならず、当局が担うべき社会的使命や目的を認識した上で積極的に業務に取り組むための意識を醸成することを目的に、北海道開発のあゆみと開発局の役割を内容とする「コンプライアンス推進講習会」を実施（札幌）
- ・ 来訪者に対する接遇向上、秘密の漏洩防止を目的に、契約課に来訪者用の入口ドアを設置するとともに、入口と執務室との間に全面的に専用カウンター及び打合せテーブルを設置（函館）
- ・ 防災に関する当局の使命及び役割の再認識、意識向上を目的に、奥尻島津波語り部隊員から生の被災体験を聞くとともに、開発建設部長による「リスクマネジメントと防災の基礎」をテーマとした講演を行い、またリアルタイムでの共聴配信及び再放送を実施（函館）
- ・ 良い仕事の進め方やそのために必要となる問題点や解決策に「気づく」ために必要な着想法を学ぶことを目的に、他機関における事故・不祥事等をテーマに「『良い仕事と気づき』ディスカッション」を実施（旭川）
- ・ 職員が自信や誇りを持って業務に従事できることを目的に、事業の紹介に留まらず、幅広いネットワークを柱に社会資本整備と災害対応を行う組織の姿を「室建ブランド」と称し、それを分かりやすく表現し、広く伝えるための資料を作成するとともに、職員に趣旨や内容を説明し、活用について周知（室蘭）
- ・ 超過勤務の縮減、職員個々の能力の発揮及び仕事の質の向上等、業務改善を積極的に推進することを目的に、各課所において実施している業務改善の取組を基に、幹部及び課所長による意見交換を実施（網走）
- ・ 災害、事故、事件が発生した際に速やかに伝達できる体制を整備するため、全課所を対象に情報連絡系統の見直しを行い、課所毎の連絡系統図を一括して掲示板に掲載するとともに、課所長は全連絡系統図を携行するよう徹底（稚内）

③「コンプライアンス通信」の発行

コンプライアンスに関するタイムリーな話題や最新の動向等について、管理監督者を対象として、2ヶ月に1回を目途に「コンプライアンス通信」を発行し、職場内における情報提供ツールとしての充実を図った（5、7、9、11、1、3月に発行）。

「コンプライアンス通信」は、各職場において職場内ミーティング等で活用され、職員の意識向上に役立てられた。



(3) 職員を対象とした取組

公務外非行等の防止については、25年度においても家庭向けリーフレットを作成して職員及び家族に周知した。

また、公務外非行等が発生した場合には、職員へ周知・注意喚起等を行い、再発防止に向けた取組を実施した。

なお、職員アンケートにおいて、「職場外の行動においてもコンプライアンスを意識するようになった」と回答した職員は約94%と意識が向上していることを確認した。

コンプライアンス及び業務改善に関する「ご意見箱」については、利用しやすいよう掲載方法の工夫等を加えながら継続して実施した。

コンプライアンスの推進に係る取組については、職員アンケートにおいて、約92%の職員が「自分自身に関わる取組に取り組んだ」と回答し、また約95%の職員が「コンプライアンスの推進に取り組むことでコンプライアンスの意識は向上した」と回答していることから、コンプライアンスの取組は定着しており、職員の意識も大きく向上していることを確認した。

2 研修・学習の場の充実

(1) 人材育成プログラムの策定等

開発局職員として社会的使命を達成するために必要な基礎的・専門的能力、特に風通しの良い職場環境づくりの中核を担う管理職の指導力・マネジメント力の向上を図ることを目的として、本局推進本部の下に人材育成プロジェクトチーム（PT）を設置した。PTにおいては、本局推進本部の指導・助言の下、共通及び分野別の人材育成プログラムを策定し、PDCAサイクルにより、各種取組の実施、フォローアップを行った。

<共通プログラム>

管理職のマネジメント、コミュニケーション、コーチング能力の向上を目的として、①研修（新任課長級、新任事務所課長級）、②管理研究会（本局幹部・開発建設部長級、本局課長・開発建設部次長級、本局企画官・事務所長級）、③自己学習及び自己点検（職場のコミュニケーション、チームワークとコーチング）、④本局主催会議でのPTメンバーからの指導等の取組を実施

<分野別プログラム>

各分野における専門能力の向上を目的として、①研修・勉強会、現場見学会、各種会議での学習、②OJT（管理職による現場での指導等）、③地域活動への参画、④プレゼンテーション能力・対外対

応能力の向上、⑤資格取得・論文発表の奨励・支援 等の取組を実施

職員アンケートにおいては、約71%の職員が「研修、勉強会、OJT、資格取得の支援等、専門的知識・能力向上のための機会が与えられている」と回答している。

(2) 基礎的な取組（全職員）

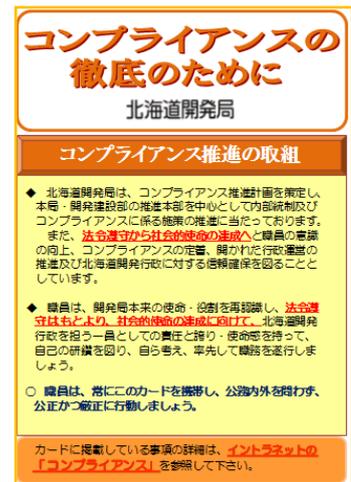
①コンプライアンス携帯カードの改訂

全職員に配付しているコンプライアンス携帯カードは、記載内容の拡充・改訂やイントラネットとの連動などを行い、改善を図っており、25年度は不当な働きかけ防止に係る公表制度に関する改訂や開発局の社会的使命を職員に認識させるため、コンプライアンス宣言を掲載するなど、コンプライアンスに関する基本的な知識の周知及び意識啓発を行った。

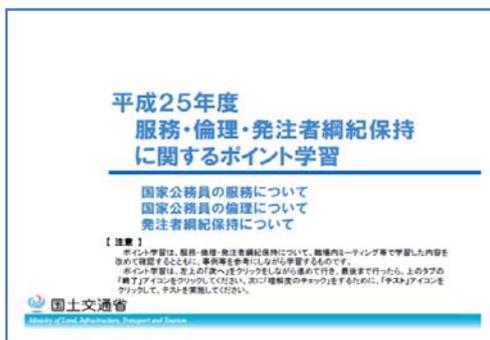
②e-ラーニング（基礎）の実施

全職員を対象にe-ラーニング（基礎）を実施し、サービス・倫理・発注者綱紀保持に関する基礎的な理解度のチェックを実施した。

その結果、約95%の高い正解率であり、法令等に関する知識が定着していることが確認できた。



【コンプライアンス携帯カード】



【e-ラーニング（基礎）の教材】

(3) 応用的な取組（管理者層）

①応用的な教材の開発

推進計画の取組、サービス・倫理・発注者綱紀保持に関する応用的な事項、災害や報道対応が生ずるような事件・事故等の異常事態が発生した場合の危機管理対応の留意点等を取りまとめた、管理者向けの「コンプライアンス・ハンドブック」については、25年6月に改訂を行った上、改めて配付し、コンプライアンスに関する応用的な知識の習得等に役立てられた。

②eラーニング（応用）の実施

管理者層に対しては、全職員を対象としたeラーニング（基礎）の実施に当たって、応用的な設問を追加し、服務・倫理・発注者綱紀保持に関する応用的な知識についても理解度のチェックを実施した。その結果、応用的な知識も含め、概ね理解されていることが確認できた。

（4）コンプライアンス講習

24年度におけるeラーニング及び一般監査の実施結果、最近のコンプライアンスに関する事例を踏まえ、各開発建設部の発注者綱紀保持担当者等を対象としたコンプライアンス講習の説明会並びに本局及び各開発建設部における管理者層を対象としたコンプライアンス講習を実施するとともに、職場内ミーティング等を活用し、講習内容を全職員に説明した。



【コンプライアンス講習】

（5）職員研修

25年度における職員研修については、24年度に実施した研修の事後調査票等の結果を基に、コンプライアンスを確保しつつ開発局の使命を果たすために必要な危機管理能力、専門的能力、マネジメント力等の必要な能力を向上させることを目的とした研修実施計画を策定し、これに基づく各種研修を実施した。

専門研修においては、専門的能力の向上及び各部門が抱えるコンプライアンスを含む様々な課題に対応するため、研修カリキュラムや講義内容の見直しを行った。

また、予測困難な事態が生じた場合に適切な外部対応を行いリスクを最小限にするなど、危機管理能力の一層の強化を図るため、危機管理広報の中心的役割を担う職員を対象として「クライシス・コミュニケーション・セミナー」を新たに実施した。

さらに、社会的使命を達成するための業務運営の中核を担う管理職の指導力・マネジメント力の向上を図るため、新任課長級及び新事務所課長級研修並びに管理監督者コーチング研修等において、「コーチング」「部下指導」「管理者の役割と職場のマネジメント」等の講義を実施した。

（6）職員への情報提供・職場における情報の共有化

本局及び開発建設部は、推進計画の各取組や業務の推進に当たって必要な情報について、幹部職員による現場訪問、各種会議、イントラネット、職場内ミーティング等により、積極的に提供及び共有化を行い、周知徹底を図った。

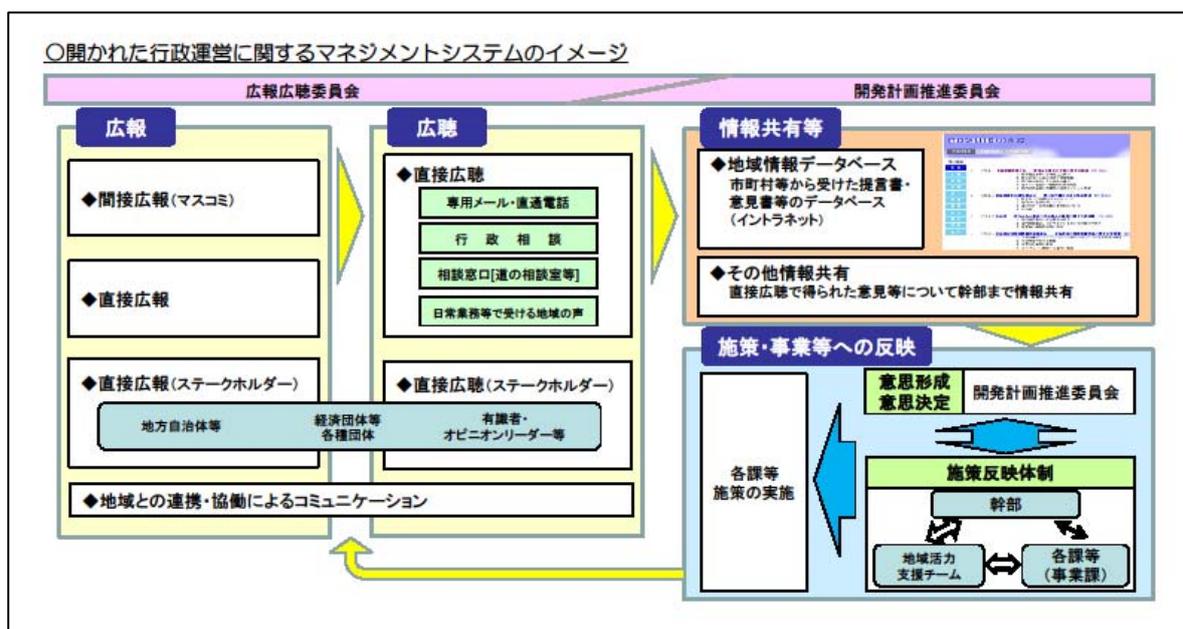
また、職員アンケートにおいても、約94%の職員が「コンプライアンスに関する必要な情報が提供されている」と回答しており、必要な情報提供・共有化が図られていることを確認した。

なお、イントラネットについては、服務・倫理・発注者綱紀保持に関する資料・教材や各課所におけるコンプライアンス推進に関する取組の優良事例を掲載するなど、職員への情報提供の手段として積極的に活用している。

(イントラネットの活用事例)

- 5月：「国家公務員倫理教本（平成25年度版）」を掲載
- 7月：「夏休みの注意事項」を掲載
- 10月：「発注者綱紀保持マニュアル」の改正版を掲載
- 12月：「平成25年度国家公務員倫理週間」を掲載
- 1月：「服務・倫理・発注者綱紀保持に関するeラーニングの実施について」を掲載

3 開かれた行政運営の推進



(1) 情報の公開、広報・広聴の取組

情報の公開については、「広報広聴活動に関する基本方針」に基づき、各課等において適時・適切に情報の開示を実施した。

また、広報活動についても同方針に基づき、施策・事業等に関する効果的な情報発信として、局長記者会見や担当者による記者説明会を実施するとともに、プレスリリース、ホームページ、メールニュースの発行、現場見学会等の多彩なツールを用いて行った。

また、報道対応スキル向上を目的として、開発建設部において報道対応時のポイントや報道提供資料作成に当たってのポイントに関する説明会を実施した。

広聴活動については、ホームページの改善等、国民・地域の意見等が寄せやすくなるような環境づくりを進めるとともに、地方自治体等との意見交換など、地域との連携・協働による取組を進めた。



【ホームページ掲載のWEB版広報誌】

(2) 地域の声の情報共有と施策・事業等への反映

地方自治体等の要望書をイントラネット（地域情報データベース）に掲載し、本局及び開発建設部で情報共有を図るとともに、「専用メール」、「行政相談」等により、本局及び開発建設部による国民や地域の意見・要望等の情報収集を進めた。

また、社会資本の老朽化対策等に関する支援窓口を新たに開設し、地方自治体からの相談を受け付けた。

寄せられた意見等については、「地域活力支援チーム」等を活用し情報共有を進めるとともに、施策・事業等を担当する部署と連携しながら必要な検討を行うなど、開発局が実施する施策・事業等への反映につなげる取組を行った。

地域からの意見書等(データベース)	
年度	内容
平成25年度	109 H25.12.19 斜里町活性化推進期成会 1 一般国道334号の整備について 2 国営施設機能保全事業について 3 ウトロ漁港整備について ※要望書はありません。
平成24年度	108 H25.12.12 北海道商工会連合会 要望書 PDF (42KB) 1 公共事業の推進 2 補正予算の編成 3 建設業における高度技能者の育成
平成23年度	107 H25.11.29 日本造園建設業協会北海道総支部 熱いと安らぎを与える緑化の推進について PDF (5,32KB) 1 道路緑化等の環境整備及び維持管理の造園建設業への一層の発注 2 街路樹の整備及び維持管理への「街路樹剪定士」、「植栽基金診断士」の活用 参考資料 PDF (2,24KB)
平成22年度	106 H25.11.28 北海道トラック協会 国道274号日勝峠の安全対策に関する要望書 PDF (87KB) 1 峠頂上手前スノーシェルダーの拡幅 2 5～7台目の急カーブの緩和等線形改良の促進 3 登坂車線の増設及びゆすりゾーンの増設 4 各トンネル・覆道の照度不足の改善 5 地吹雪対策、除雪の徹底とスリップ事故の防止対策
平成21年度	

【地域情報データベース】

Ⅲ リスクマネジメント

1 リスク点検の実施

25年度のリスク点検は、点検の効率化及びリスク対応の一層の定着を図る観点から、「共通」及び「専門」分野において、新規リスクの追加、定着が図られているリスクの削除、リスクの集約化等を行い、点検項目数を対前年度比約74%に絞り込み、前期・後期の2回に分けて、全課所・全業務で実施した。

点検の結果、前期・後期を合わせ1,724項目のリスク対応について、全て対応策を実施済みであり、リスク対応は着実に実施されていることが確認できた。

一方、リスク対応は実施されているものの課所長が繰り返し周知徹底するなど、確実性を高めるための取組が必要（リスク対応は定着しているとまでは言えない）とする回答が約24%あった。

点検結果については、本局推進本部において、リスク対応の一層の定着を図る観点で評価及び対応策を取りまとめ、業務運営に反映した。

リスクマネジメントの取組は、21年度から5か年にわたり実施し、職員のリスクに対する意識は着実に向上し、新たに組織的な不正は発生していない。

職員アンケートにおいては、これまでの取組により、リスクに対する意識やリスク対応がどの程度職場に定着しているかを質問したが、リスクに対する意識が高いと回答した職員が約71%であったのに対し、必要なリスク対応は概ね実施されていると回答した職員が約64%であったことから、リスク対応の定着を図るための取組の必要性が伺えた。

2 自主点検に向けた環境の整備

23年度以降のリスク対応点検表、業務フロー及び点検結果等をイントラネットに掲載し、各課所又は職員個々が必要に応じ、いつでも自主的に点検を実施できるようにした。

3 予測困難な事象が発生した際の対処方策

コンプライアンス推進計画の取組、サービス・倫理・発注者綱紀保持に関する応用的な事項、災害や報道対応が生ずるような事件・事故等の異常事態が発生した場合の危機管理対応の留意点等を取りまとめた、管理者向けの「コンプライアンス・ハンドブック」については、25年6月に改訂を行った上、改めて配付し、コンプライアンスに関する応用的な知識の習得等に役立てられた（再掲）。

IV 業務運営の見直し等

1 入札契約プロセスの見直し

(1) 高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策の徹底

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策については、既に実施している入札書と技術提案書の同時提出、予定価格作成時期の後倒し等の取組を継続して実施するとともに、25年5月から開発建設部ごとにホームページにおいて応札状況を公表し、透明化・情報公開のための取組を実施した。

また、発注事務に関する情報管理の徹底と不当な働きかけに対する報告の徹底について、発注者綱紀保持規程（5月）及び発注者綱紀保持マニュアル（10月）の改正を行うとともに、職員に周知を行った。

(2) 総合評価落札方式の改善等

①総合評価落札方式の改善

24年度に試行した施工能力評価型について、公正かつ厳正な評価、機密情報管理等を始めとするコンプライアンスの確保等が確認できたことから、25年8月から新方式に移行し、総合評価落札方式の改善を図った。

②機密情報管理の徹底

入札・契約に係る機密情報の管理を徹底するため、情報の格付及び取扱制限の各種情報への表示について、改めて事務連絡を発出し、関係職員に周知を行った。

(3) 役務契約の見直し（機械関係を除く）

24年度末までに発出した各種通達等の事務処理に関し、スタッフ別検討会等において開発建設部実務担当者との意見交換を積極的に行うなど、制度趣旨の理解・事務処理の定着を図るとともに、開発建設部からの意見を踏まえ、必要な見直しを行った（26年3月）。

これら役務契約に係る手続等の見直し・整理等を行ったことにより、事務処理の統一化、業務の適正化・効率化がなお一層進展した。

(4) 機械関係役務契約の見直し

24年度に実施したフォローアップ調査の結果を踏まえ、持続可能なコンプライアンス体制を確保するため、関係通達の改正を行い、実施要領、共通仕様書等に基づき、適正かつ確実に実施されているか実態の把握を行うとともに、適正な事務処理の指導・徹底を図った。その結果、概ね適正な事務処理が着実に実施されていることを確認した。

また、自動車修繕等単価契約をより適正かつ円滑に行うため、作成書類の一部省略化や写真管理

基準の作成等について、仕様ワーキンググループにおいて検討を行い、仕様書等の見直しを図った。その結果、自動車修繕等の遅れや書類の不備が減少し、前年度に比べ業務運営の効率化が図られた。

2 会計事務の見直し

(1) 国有財産管理事務（フォローアップ）

24年3月に発覚した国有財産事務不正処理事案の再発防止策については、25年度の部局点検において、適切に取り組み、定着していることを確認した。

(2) 物品検収・管理事務（フォローアップ）

25年度においては、個人別使用簿の作成、現品との突合作業を終了するとともに、物品検収における複数職員による対応も定着していることを確認した。

3 情報セキュリティ対策等

(1) 情報セキュリティ知識の定着と点検等（フォローアップ）

25年5～8月に実施した6回の職員研修において、情報セキュリティポリシーに関する教育を実施した。

また、全職員を対象とした自己点検を実施し、情報セキュリティポリシーの各遵守事項について、適切な運用が行われているかを確認した。この結果に基づき監査を実施し、不適切な運用状況に対し、監査による指導を行い、改善を図った。

さらに、「コンプライアンス通信」を利用して行った情報セキュリティ教育と併せて、2月の情報セキュリティ月間にeラーニングを実施し、知識の定着を図った。

(2) ソフトウェア管理の適正化（フォローアップ）

ソフトウェアインストール状況点検を毎月実施したほか、12～1月にはソフトウェア運用状況の点検を実施し、点検結果については情報セキュリティ委員会へ報告を行った。

毎月の点検結果からも、24年度に改正したソフトウェア管理規程が着実に浸透してきたことを確認した。

(3) 情報の格付・取扱制限等の基準化の検討

情報管理の適正化に向けて、「コンプライアンス通信」を利用して意識啓発を行った。

また、リスク点検や自己点検で情報の格付等の明示に対する意識啓発を行ったほか、eラーニングによる教育を実施した。

24年度における一般監査の提示意見を受けて、情報の格付基準の利用状況や利便性について職員アンケートを実施した。その結果を受け、格付を判断するための補足説明を追加し、具体例を充実させるなど、より使いやすいものとなるよう見直しを行い、職員へ周知した。

4 職員管理業務

(1) 適法交渉の徹底等

①職員団体との交渉等の適正化

職員団体との交渉については、国家公務員法及び新たな交渉の枠組みを実施するための局長通達等に基づき、予備交渉を経た上で適法な交渉事項（管理運営事項及び権限外事項を除く）に限定して行っており、議事要旨はホームページで公表している。

また、職員団体への情報提供については、職員に周知した内容の範囲内に限定して行っている。

なお、国家公務員法の規定により交渉対象事項とすることができない管理運営事項等については、局長通達に基づき、意見交換会を開催し、職員団体との意思疎通に努めている。

職員団体との交渉、情報提供及び意見交換会の実施状況については、毎月定期的に本局推進本部へ報告を行っているところであり、これまでの間、国家公務員法等に則った適法な交渉等が行われている。

②厳格な勤務時間管理の徹底

職員団体活動に伴う職員の勤務時間管理及び離席管理については、局長通達等に基づき、適正な管理の徹底を図っている。

また、支部役員の離席状況及び短期従事許可状況については、毎月定期的に本局推進本部へ報告を行っているところであり、これまでの間、職員や支部役員の職務専念義務違反行為は確認されていない。

③適正な庁舎管理

職員団体活動のための庁舎使用については、庁舎管理に関する規定に基づく使用許可手続を徹底するとともに、職員団体に貸与している事務室については、必要最小限の面積による使用許可を行っている。

職員団体に対する庁舎等の目的外使用許可状況については、定期的に本局推進本部へ報告を行っているところであり、これまでの間、許可条件に沿った適正な庁舎使用が行われている。

(2) 管理職員等の知見・能力の向上

職員団体との交渉当事者となる管理職員及び職員管理担当職員を対象に、会議、研修、講習会等を通じて、職員管理に関するジョブトレーニングを実施した。（本局7回、開発建設部27回）

特に、新任の課所長等、職員団体対応の経験が少ない管理職員に対する知見・能力の向上を図ることを目的として、本局において「職員管理・初動対応ハンドブック」を作成・配布し、開発建設部においては新任管理職員の着任後速やかに本ハンドブックを配布・説明するなどして、交渉等の適正化及び厳格な勤務時間管理の徹底を図った。

また、管理職員を対象とした各種研修において、国家公務員の服務規律のほか、職員団体制度、職員団体との交渉等の適正化等の職員管理に関する講義を実施している。

V 監察機能

1 内部監査の実施

25年度は、コンプライアンスに関する取組状況（「法令遵守」から「社会的使命の達成」への職員の意識の向上、管理職員の指導力・マネジメント力の向上、用地取得事務の不正防止対策）、情報管理の取組状況、災害発生時の対応に関する取組状況及び機械関係等役務契約の適正な執行に関する措置状況（24年度一般監査のフォローアップ）について監査を実施した。

監査の実施に当たっては、監査の各プロセスごと（基本方針、実施計画及び監査報告の決定）に監察官等会議を開催し、審議を行った。

24年度の一般監査のフォローアップについては、該当部等から措置状況の報告を受け、11月に開催した監察官等会議において点検監査の要否等について審議を行った結果、「機械関係等役務契約の適正な執行」について監査が必要とされ、25年度一般監査として確認を行った。

○平成25年度一般監査報告		国土交通省
「北海道開発局監査規則」に基づく「平成25年度一般監査報告書」を、平成26年3月12日に北海道開発局長に手交しました。監査項目及び主な提示意見は、次のとおりです。		
1 コンプライアンスに関する取組状況 (1) 「法令遵守」から「社会的使命の達成」への職員の意識の向上 ▶開発建設部、課所段階での自主的・自発的な取組を引き続き実施すること。 (2) 管理職員の指導力・マネジメント力の向上 ▶管理職員の指導力・マネジメント力の向上に資する研修等については、今後とも継続して実施すること。 (3) 用地取得事務の不正防止対策 ▶用地取得事務の不正防止対策は、今後とも継続して実施すること。 ▶補償金を代理人に支払う場合は、権利者への意思確認を十分行うこと。	3 災害発生時の対応に関する取組状況 ▶本部庁舎が被災した場合を想定し、当該庁舎の代替施設の確保に向けた具体的な検討を進めること。 ▶リエゾンを派遣した場合において、派遣で得た課題及び改善点を把握するとともに、当該課題及び改善点について開発建設部において措置できるものは措置すること。 ▶大規模災害の発生に備え、広報班員以外で広報事務を経験したことのある職員の中から、広報班の体制を強化するため追加する班員予定者を選任した場合は、当該班員予定者に対してその旨を周知すること。	
2 情報管理に関する取組状況 ▶誤送信事案などのトラブル発生に備えて、報告先を明文化し共有するとともに、送信先の連絡先を把握すること。 ▶不正アクセス防止を図るため、システムの起動に必要なパスワードの定期的な変更を検討すること。	4 平成24年度一般監査のフォローアップ（機械関係等役務契約の適正な執行について）の確認結果 （背景）平成24年度一般監査における提示意見を踏まえ、本局機械課による全道調査において、自動車修繕等単価契約の発注事務手続に一部不注意による誤りが見受けられた事務所等があった。 ▶このため、発注書の作成、修繕予算の執行管理等について現地監査を行ったところ、適正に実施されていることが確認された。	

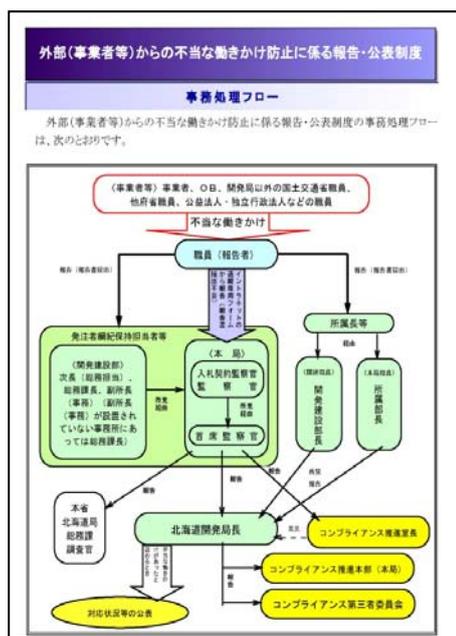
【平成25年度一般監査報告の概要】

2 外部通報・内部通報等

職員による内部通報制度及び外部からの不当な働きかけ防止に係る公表制度について、イントラネット、コンプライアンス携帯カード等で周知を行い、イントラネットには通報専用メールボックスを設置している。

また、外部通報制度についても、ホームページで周知を行い、通報専用メールボックスを設置している。

なお、受理された通報については、規程等に基づき適切かつ迅速な処理に努めた。



【イントラネットによる周知（不当な働きかけ防止に係る公表制度）】

これまでの取組の評価

これまでの5年間、全局をあげて、コンプライアンス及び内部統制に係る各種取組をPDCAサイクルにより評価し、必要な見直しや拡充を図りながら取り組んできた。これまでの事案に係る再発防止策は規程化し、業務の中で確実に実施してきた。さらに、23年度から推進プログラムを策定し、計画的かつ効果的に関係課が連携できるように全体を可視化し、確実に実施した。

個別の取組についての評価は以下のとおりである。

I 内部統制の推進等

本省・第三者委員会等による重層的な組織統制の仕組、「推進プログラム」による取組の進行管理、関係業界等への協力要請等については、有効に機能している。

II 組織風土づくり

① 職員の役割

- ・ 幹部職員による現場訪問等の取組、各課所における職場内ミーティングについては、既に定着が図られ、有効に機能している。
- ・ 自主的・自発的な取組についても各課所において多様で有益な取組が行われている。
- ・ 職員のコンプライアンス意識は定着しつつあるが、未だ自らの行動として十分に実践されているとは言えない状況にある。このため、コンプライアンス意識の一層の浸透・定着を図る必要がある。
- ・ 開発局の本来の使命・役割を再認識し、社会的使命の達成に向けた職員の意識向上を図るための取組については、職員アンケートの結果において、職務の遂行に当たって社会的使命の達成を「これまでより意識するようになった」との回答が71%に留まっており、開発局が社会的使命にこたえる組織となるため、更なる創意工夫を施しながら取組を実施する必要がある。

② 研修・学習の場の充実

- ・ コンプライアンスに関する意識や服務・倫理・発注者綱紀保持に関する法令知識、業務に関連した専門的知識等については、研修、eラーニング等の取組により、向上が図られてきている。
- ・ 人材育成に関する取組については、共通及び分野別プログラムにおいて多様な取組を実施したところであり、事後アンケート等の結果から有効に機能している。

③ 開かれた行政運営の推進

広報・広聴活動、地域の意見等の施策・事業等への反映については、これまでの取組により、体制の整備、活動の充実が図られている。

III リスクマネジメント

5年間にわたる取組により、リスク対応は着実に各職場に定着してきており、25年度のリスク点検では、必要なリスク対応は全て適切に取り組まれていた。一方、確実性を高める必要のあるリスク

が約24%あり、今後、定着に向けた更なる取組を実施する必要がある。

IV 業務運営の見直し

① 入札契約プロセスの見直し

- ・ 高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策については、着実に実施されている。
- ・ 総合評価落札方式の適用等については、公正かつ厳正な評価、機密情報管理等を始めとするコンプライアンスの確保等が確認され、25年8月から新方式に移行している。
- ・ 役務契約（機械関係を除く）の見直しについては、これまでに実施した手続等の見直し・整理等により、事務処理の統一化、業務の適正化・効率化がなお一層進展している。
- ・ 機械関係役務契約の見直し等については、概ね適正な事務処理が着実に実施されている。

② 会計事務の見直し

国有財産管理事務、物品管理事務等については、再発防止策が確実に実施されている。

③ 情報セキュリティ対策等

情報セキュリティ対策等については、意識・知識の向上が図られている。

④ 職員管理業務等の見直し

職員団体との適法交渉の徹底等については、適正化が図られており、再発防止策が有効に機能している。

また、管理職員の知見・能力については、ジョブトレーニング等を通じて向上が図られている。

V 監察機能

- ・ 内部監査については、監査プロセスごとに、監察官等会議において審議を行い、効果的・効率的な監査を実施した。
なお、監査結果については、業務運営の改善に反映されている。
- ・ 通報制度については、通報しやすい環境整備を図っており、職員及び外部から広く認知されている。

25年度においては、入札談合等関与行為の再発防止の取組に関して、国土交通本省による定期監察が実施され、開発局の取組について、「平成20年に発生した入札談合事案等を受けて、再発防止策に徹底的に取り組み、昨年の高知の事案の入札談合等関与行為の再発防止対策においてその多くの取組が反映されたことから明らかなように、この4年間、丁寧に改善しながら継続して取り組んでいることを評価する」との講評を受けたところである。

これまでの5年間を通じて、上記のとおり多くの取組を、確実に実施してきた。その結果、コンプライアンスは組織に十分定着し、特に法令遵守に対する職員の意識は大きく向上した。

また、リスク対応への意識も向上している。

26年度においては、25年度の取組の評価を踏まえ、「平成26年度北海道開発局内部統制及びコンプライアンス推進計画」を策定し、取組を推進する。